

2025/8/27 @東京 (web 開催)

第 1 号議案：定款の一部変更について

事務局代表(副理事長)の交代により、主たる事務所を移転する必要がある。

(新旧対照表)

旧 (現行)	新 (変更案)
(事務所) 第 2 条 本学会は、主たる事務所を<u>茨城県守谷市</u>に置く。 2 本学会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。 (役員の設置) 第20条 本学会に、次の役員を置く。 (1) 理 事 <u>3 名以上 10 名以内</u> (2) 監 事 1 名以上 3 名以内 2 理事のうち、1 名を理事長、<u>1 名を副理事長</u>とする。 3 <u>前項の理事長及び副理事長をもって、一般法に規定する代表理事とする。</u> (理事の職務及び権限) 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行する。 3 副理事長は、<u>法令及びこの定款で定めるところにより、本学会を代表し、理事長を補佐するとともに、理事会において別に定めるところにより本学会の業務を分担執行し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長</u>	(事務所) 第 2 条 本学会は、主たる事務所を●●●●●●●●に置く。 2 (現行どおり) (役員の設置) 第20条 本学会に、次の役員を置く。 (1) 理 事 <u>3 名以上 ● 名以内</u> (2) 監 事 1 名以上 3 名以内 2 理事のうち 1 名を理事長とし、<u>● 名以内を副理事長とする。</u> 3 <u>前項の理事長をもって一般法に規定する代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。</u> (理事の職務及び権限) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 副理事長は、<u>理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</u>

<u>の職務を代行する。</u> 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (新設)	4 (現行どおり) 附 則 この定款は、令和7年8月27日から施行する。
---	--

第2号議案：理事及び監事の選任について

- (1) 理事（再任）渡辺 英寿 酒谷 薫 渥美 義賢 岡田 英史 加藤 俊徳
星 詳子 宮井 一郎 三原 雅史 皆川 泰代 檀 一平太
（新任）椿 淳裕
- (2) 監事（退任）灰田 宗孝
（新任）渡辺 英寿

【総会後の理事会】

第1号議案：理事長（代表理事）及び副理事長の選定について

理事長 （新任）三原 雅史
副理事長 （新任）皆川 泰代 檀 一平太

第2号議案：評議員の選任について

【候補者】

（再任）日下 隆 多賀 厳太郎 滝沢 龍 河野 理 山田 亨
（新任）佐藤大樹 川口拓之 守屋正道 直井望 梶山裕太